

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年7月4日	株式会社美杉観光バス(法人番号 2030001089912) 代表者吉田典弘	埼玉県飯能市美杉台六丁目1番地の15	大阪営業所	大阪府高槻市大塚町4丁目2番5号	警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和5年4月19日及び同年5月8日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第2項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)	47	1
令和5年7月7日	株式会社HOT(法人番号 7120101054224) 代表者井上卓也	和歌山県和歌山市直川160番地の20	泉南営業所	大阪府阪南市下出546番地9-302号室	警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法(以下「法」)第15条第3項、法第27条第3項	令和5年5月30日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(法第15条第3項)、(2)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)	1	1